

摂南大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

摂南大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、摂南大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、建学の精神をもとに、教育理念・教育研究上の目的に明文化している。教育研究上の目的は教育基本法にのっとり、寄附行為、学則に定め、教育理念を達成するため、役員・教職員の参画を図り適宜見直し、学内外に公表している。

大学の個性・特色は、文理が相互にバランスのとれた教育体制を構築して、「実学教育」「地域・社会貢献教育」「国際教育」「環境教育」を推進している。

また、使命・目的に沿った基本構想「J-Vision22-常翔学園創立100周年に向けて」（以下、「J-Vision22」）及び「SETSUDAI VISION 2025」を掲げ、これらを達成するために、「第Ⅱ期中期目標・計画」や「改革プラン」を策定しており、三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）及び教育目標・方針にも反映している。

「基準2. 学修と教授」について

大学の使命・目的を反映したアドミッションポリシーを明確に定め、広く社会に適切に公開と周知をしている。各学部・学科の定員は、安定的に確保され充足している。

教育研究上の目的を達成するために、「学習支援センター」等を教職協働による運営で、学修支援を実施し、留年の抑制対策や積極的な授業改善を行っている。教員の教育活動の補助もTA(Teaching Assistant)、SA(Student Assistant)等を活用し、適切に行っている。単位認定や進級及び卒業・修了認定等は、「摂南大学学則」に定められ厳格に運用されている。

就職支援は、教職協働体制でキャリア教育推進室を運営し、学年次ごとに、社会人基礎能力を高めるプログラムで適切に指導している。教育改善へのフィードバックは、「授業アンケート調査」の結果や教員のコメントをウェブサイト上で公開し、授業改善の点検と評価を行い、教育改革につなげるFD(Faculty Development)活動に努めている。

使命・目的を達成する教員数や年齢構成は概ね適正で、大学と学部の教務委員会が連携し教育成果を挙げている。校地・校舎は、快適な学生生活と教育環境を整備している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

経営・管理では、「学校法人常翔学園寄附行為」及び管理運営の諸規則を整備し、創立100周年（平成34(2022)年度）に向けての基本構想として「J-Vision22」を策定し、目標達成に向け理事会及び評議員会が連携を図り機能している。組織倫理の徹底のため「COMPLIANCE CARD」を全教職員に配付し、社会的責務を果たすべく学校教育法など

関係法令を遵守し、環境保全、人権、安全などの配慮を行っている。また、経営・財務情報及び教育研究情報を学内外に向けて適切に公表している。

理事会は、運営に関する案件について、法人と教学が一体となり戦略的意思決定できる体制であり、学長のリーダーシップが発揮できるガバナンスを構築している。大学の管理部門の運営は、学長方針のもとに半期ごとに目標設定し、大学のビジョンを実現する組織的体制であり、SD(Staff Development)活動も継続的に実施し、資質向上を果たしている。

財務状況は、予算の傾斜配分策や管理経費等の支出抑制策が機能し良好である。会計処理は適正に行われ、監事の監査も監査計画に基づき三様監査を実施し、厳正に運営している。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の自己点検・評価は、「摂南大学評価委員会規定」のもと、「評価委員会」を組織し、「J-Vision22」を達成するため、毎年、目標達成度合や数値目標を設定して、教育研究の改善及び管理運営の適正化の現状と課題を評価できる自主的・自律的な点検・評価体制を構築して運営している。評価委員会は、評価結果を教育・研究、大学経営に活用するために「IRセンター」を設置して、エビデンス資料を分析して自己点検・評価を行い、透明性の高い点検・評価を実施している。複数年分の自己点検報告書データを社会に公表し、教職員へはFDや教育・研究環境の改善及び資質の向上に向けて、周知徹底を図っている。

点検・評価体制は、学長方針に基づき、「課題・目標」を毎年度策定し、施策の達成度を「部長会議」で報告・確認を行っており、点検・評価のPDCAサイクルの仕組みが構築されている。評価結果は、随時大学改革に反映する組織的体制を持ち適正に機能している。

総じて、大学の建学の精神に基づき、使命・目的を達成するための教育・研究体制、経営管理体制、学部・学科の構成、教職員組織が有機的な連携を図り、関係法令にのっとり適正に運営している。また、基本構想「J-Vision22」を策定し、「建学の精神に則り、全人の教育を第一義として、人間力・実践力・総合力を養い、自らが課題を発見し、そして解決することができる知的専門職業人を育成する。」を目指し、教育研究活動の支援体制を整備して、学生への教育の質的向上や環境の改善を継続的に行っている。

また、「実学教育」「地域・社会貢献教育」「国際教育」「環境教育」の推進を教育の特色と掲げ、多彩な教育・研究活動を展開しており、時代の要請に応え、社会から選ばれる教育機関として、社会貢献に積極的に寄与している。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.国際交流」「基準 B.社会貢献・連携」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的は、「理論に裏付けされた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人の育成」という建学の精神をもとに、教育の理念「全人の育成を第一義として、人間力・実践力・総合力を養い、自らが課題を発見し、そして解決することができる知的専門職業人を育成する」と定め、教育の方針・方法を具体的に明文化している。

学部や研究科の使命・教育研究上の目的は、教育基本法にのっとり「摂南大学学則」「摂南大学大学院学則」に、学生に理解しやすいように簡潔な文章で明記している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的は、建学の精神をもとに教育理念を掲げ、実践的な教育を重視し、文理が相互にバランスのとれた教育体制を構築して、「実学教育」「地域・社会貢献教育」「国際教育」「環境教育」の推進を特色として明示している。

教育基本法及び学校教育法にのっとり、「摂南大学学則」に、大学の目的や教育研究上の目的が、適切に掲げ定められている。また、法人では、「学校法人常翔学園行動規範」の周知を通して、法令遵守を活動の基盤としている。自己評価・点検結果をもとに、社会の要請に応えるべく、学部・研究科の新設及び改組に着手して、社会の変化に対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的に関する学則等の改定は、理事会の承認を得て定めている。教育研究の基本方針は、部長会議において審議して学長が決定し、学部長・部長より教職員に周知を図り、各種委員会で実施方法を検討するなど、役員・教職員の理解と支持を得ている。

教育研究上の目的は、学生にはホームページ、「学生便覧」にて、教職員には長期ビジョン等を記載した「COMPLIANCE CARD」を配付して周知している。保護者へは、年2回の教育懇談会にて教育目標等を説明し、受験生及び学外者へはホームページ・大学案内等により、広く社会に向けて周知している。

中期計画として、法人本部の経営企画室と大学の企画課が連携して「第Ⅱ期中期目標・計画」を策定し、具体的な達成計画を示している。三つのポリシーは、この教育理念のもとに策定され、社会の変化に応じて適宜見直しを行い、教育研究上の目的に反映している。

教育研究組織は、学部が7学部13学科、研究科が6研究科10専攻を設置している。また、教育目標を達成するために、教職員組織や教育研究組織は相互連携を図り運営・管理規則とともに整合している。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目2-1を満たしている。

【理由】

建学の精神、教育理念・教育研究上の目的を反映した、学部・学科、研究科・専攻ごとのアドミッションポリシーは定められており、志願者向けの入試ガイド、学生募集要項、ホームページ等だけでなく、進学説明会などで、受験生・保護者・高等学校・予備校及び社会に対して、広く学内外に周知している。

入試制度ごとにアドミッションポリシーを示し、さまざまな入試制度で多様な入学者を選抜する方法を工夫している。一般入試のほかに推薦入試で調査書の点数化、グループ面接、グループディスカッション等を実施しており、高大接続に向けた多面的・総合的な入学者選抜の改革に積極的に取り組んでいる。

定員充足率は、大学全体及び学部・学科において適切に管理されている。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

大学の教育目的を踏まえたカリキュラムポリシーは、学部・学科ごとに適切に設定されており、ホームページ等で学内外へ明示している。学部の特色に応じた「専門科目」と豊かな教養と人間性を養う「共通教育科目」に大別した教育課程を体系的に編成し、共通科目の中に、キャリア形成の基礎となる「キャリア形成科目」が全学年を通して開講している。

教務委員会や FD 委員会を組織して、教授方法の工夫・開発に努めている。全教職員が効果的な学修方法を学ぶ機会として、「FD フォーラム」や「教育改革フォーラム」を開催している。また、「アクティブ・ラーニング研究会」を立上げ、教育の質的転換と充実を図っている。加えて、学修効果を上げるために、学外組織との連携による「Project-Based Learning (PBL)」を実施している。

【優れた点】

○「Project-Based Learning(PBL)」は、教育理念である「自らが課題を発見し、そして解決することができる知的専門職業人を育成」を実践する機会を提供し、多くの学生が主体的学修者として成長できる教育プログラムとして機能している点が高く評価できる。

【参考意見】

○薬学部の1年間に履修登録できる上限単位が高く設定されている点について、単位制度の実質を保つために適切な上限単位数を設定することが望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教育の方針・計画に関して、教員と職員で構成されている教務委員会で審議する教職協働体制が構築されている。学生への学修及び授業支援は、教務部職員が各学部の職員や教員と連携をとり、「教務部教務課」「教職支援センター」「キャリア教育推進室」「資格サポートセンター」「学習支援センター」「情報メディアセンター」「国際交流センター」「地域連携センター」の教職員が実施している。全専任教員はスチューデントアワーを設定し、

学修指導に当たっている。一部の学部では、大学院生が TA として実習・演習科目を支援し、履修年次 3 年次以上の学部生及び大学院生が SA として情報処理室と CALL 教室の機器類の操作を補助するなど、TA 及び SA 制度が整備されている。

留年者の防止策として、学期ごとに留年の対象となった学生や欠席が多い学生及び GPA(Grade Point Average)数値の低い学生には担任及び学年主任が学修指導を行うなど、留年抑制の対策に努めている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

学部及び研究科の単位認定・進級及び卒業・修了要件は、「摂南大学学則」「摂南大学大学院学則」に定め、各学部の「履修規定」にそれらの基準を明示し、達成目標・評価方法・評価基準はシラバスに明記している。

全学部において、卒業要件に GPA 評価制度を採用し、学業成績をもとに、進級・卒業に問題のある学生に対して学修指導を実施している。また、公的資格の単位認定制度が設けられ、資格取得を奨励している。

他大学における既修得単位の認定単位数の上限は適切に定められ、卒業に必要な単位数は学部ごとに明確に設定され厳正に適用されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア教育は、学長諮問である「キャリア教育の再構築プロジェクト」のコンセプトに基づいて実施されている。「キャリア教育推進室」がキャリア教育全般の運営を担当しており、インターンシップは全ての学部において正課の授業科目として開講している。

就職関連の支援には教務部、就職部及び「キャリア教育推進室」が協働して取組み、就職セミナー及び説明会を開催して学生のニーズに応えている。保護者には「教育懇談会」及び「就活保護者セミナー」などの行事等を通じて就職活動情報の周知を図っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目標の達成状況を点検・評価するために「授業アンケート調査」を前後期に計 2 回実施し、一定期間、学生にアンケート結果や教員のコメントをウェブサイト上で公開することにより、授業改善の推進を図っている。

FD 委員会が中心となって、アンケートの結果を担当教員にフィードバックし、教育方法や授業の改善に努めている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活全般の支援は、学生委員会と学部が連携して、保健室、学生相談室及び「人権侵害防止委員会」などが主体となって組織的に実施している。

奨学金制度は、大学独自の「給付制奨学金」や家計の急変による学業困難学生に対する「学生貸付金制度」の設置及び学費の一部を免除する制度を設けるなど学生生活安定のための支援が適切に行われている。

ホームページに「お問い合わせ一覧」を設置し、学生から挙がってきた生活全般に対する意見・相談の内容を把握し、主管部署で検討・改善を図っている。また、2 年ごとに新生・在学生・卒業生にアンケート調査を行い学生のニーズを把握し改善に努めている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教員数及び教授数は設置基準を満たしており、教員の年齢構成は概ね適正である。教員の昇格・採用は規則に基づいて運用されており、大学独自の教員活動評価の結果が審査基

準に活用されている。

三部門から構成される FD 委員会において、FD 授業アンケート・授業公開、FD フォーラム及び FD 活動の情報提供を行っている。FD 委員会で集積・分析された FD アンケートの結果を教員が共有し、組織的な活用を図るとともに授業改善に役立てている。

教養教育は、各学部に属する教員が担当して特色ある教育を行っている。また、全学共通教育を実施するために、全学教務委員会と各学部にある教務委員会が連携しながら、共通教育の教育体制を整えている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育目的を達成するための教育研究環境を整え、設置基準を十分に満たし活用されている。図書館は、寝屋川・枚方キャンパスの両方に設置され、必要とされる学術情報資料は確保され、無線 LAN を利用した情報サービスや電子書籍の提供を行っている。図書館本館に開設されたラーニング・コモンズは、学生のアクティブ・ラーニングに活用されている。耐震診断の結果において改修が必要とされた建物について、計画に従った耐震対策がとられている。

授業科目のクラス編制及び受講者数は適正なクラスサイズの管理を行っている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

経営の規律・誠実性は、「学校法人常翔学園寄附行為」「学校法人常翔学園行動規範」を制定し、教職員に周知徹底を図り適切に運営をしている。また、組織倫理の徹底のために「COMPLIANCE CARD」を全教職員に配付し、社会的責務を果たす経営を行っている。

使命・目的を実現するため、「J-Vision22」を策定し、中長期計画の目標を現状に即して継続的な検証を行い、魅力ある教育の実現に努めている。

大学は、学校教育法、私立学校法など関係法令にのっとり運営を行い、法令の遵守を徹底している。また、監事及び内部監査室により、経営及び教学の業務監査を実施し、組織倫理の確立と適切な運営をしている。

環境保全、人権、安全では、危機管理体制などの規則を整備し、安全で快適なキャンパスを目指す環境改善に努めている。学生・教職員の人権については、「摂南大学人権侵害防止委員会」を設置し、学内における人権侵害防止と速やかに対応する体制を整備している。

教育情報・財務情報公開は、教育研究活動についてはデータベース化を図り、財務情報は過去5年分の分析結果を分かりやすく、ホームページで公開している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、寄附行為に基づき、理事・評議員を選任して、「寄附行為の変更」「学則の制定、改廃」「学部、学科等の設置、廃止」「予算および決算の承認」「重要な規定、制度の制定、改廃」等を審議決定して適切に運営している。

使命目的を達成するため、理事には理事長代理、教学担当、設置学校連携担当、労務・財務担当などの職務分担をして機能性を有している。

理事会への理事の出席率は良好で、欠席時の委任状は、議案ごとに意思表示ができる様式になっている。理事会の人員構成は、民間企業の役職歴任者も選任されており、法人運営に関する意思決定には、企業経営的な視点などの戦略的な意見が取り入れられる体制が構築され機能している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の全学的な重要事項を審議する意思決定組織として、「部長会議」を置き、学長、副学長、各学部長、教務・学生・入試・就職の各部長、図書館長、情報メディアセンター長、学長室長の構成で運営している。学長のリーダーシップのもと、権限と責任が明確であり、ガバナンス体制が構築されている。

大学の意思決定及び業務執行は、大学の使命・目的に沿って、教授会や各種委員会が連携して、学長が決定する上での意見を述べる機関として適切に運営している。また、学長を補佐する副学長を置き、職務は「職制に関する規定」「摂南大学学則」に明確に示され、学長からの重要案件や指示事項の学内調整を行うなど機能している。

学長は、学則及び各学部の「教授会規定」に基づき、諮問機関である教授会や各種委員会を置き、教育研究活動や管理運営上の課題について、意見交換や情報共有を行うなど、管理運営を組織的に行っている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

私立学校法にのっとり、学長は理事であり、法人の経営戦略など重要事項を協議検討する「経営会議」を置き、経営会議は、経営・教学・事務の責任者の会議体であり、将来計画・教育改革など重要事項を理事会へ上程する過程として、管理・教学部門の連携と相互チェックが適切に行われている。

監事は、寄附行為に基づき理事長が選任し、職務は寄附行為に明確に定めている。監査は三様監査体制で実施され、業務監査では法人広報・学生支援体制等を毎年テーマ設定して実施を行い、「監事報告書」に的確にまとめ理事会に報告・提言をしている。法人の業務や財産状況の把握をし、運営の適正化に向けてのガバナンス機能を果たしている。

理事長は、毎年法人が進むべき「理事長指針」を発信し、学長は大学運営の方向性を「学長方針」として教職員に明示して、全学体制で大学改革を進めている。教職員の提案は、「部長会議」や「部課（室）長事務連絡会」などを通して、意見等をくみ上げるボトムアップ体制で、大学運営の改善に反映している。

【優れた点】

- 監事監査は、経営面及び教学面の業務監査を実施し、社会貢献を果たすべく毎年テーマを決めて、計画的・組織的に実施し、ほぼ全部署から業務監査でヒアリングを行っていることは高く評価できる。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織は、教育・研究を支援するため「組織規定」や「事務分掌規定」に定義され、各事務部署が連携をとり効果的に機能している。事務職員については、職員の任用に関する諸規則にのっとり法人全体で人員の確保と適切な配置を行っている。業務執行の管理体制として、各職員には、学長方針に基づく各部署の課題・目標を達成するために、半期ごとに目標設定及びその達成度評価を実施するなど、学校法人・大学のビジョンを実現するための組織的体制が構築され、機能している。

職員については、法人が期待する人材像を具体的に示すとともに、人事・給与制度において、「目標達成度評価」「行動特性評価」の二つの柱で構成される人事考課を行い、人材の育成、組織力の向上を目指している。SD 活動については、法人の期待人材像に沿う人材育成を行い、資質向上を図るため、対象者及びテーマを絞り効果的な職員研修を実施している。また、学外の研修会にも積極的に参加させ、その成果報告を求め、情報共有により、本人の資質向上・人材育成とともに職場の活性化を図っている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

財務計画は、「摂南大学第Ⅱ期中期目標・計画（2013～2017 年度）」（以下、「第Ⅱ期中期目標・計画」）に基づき「健全で安定した学園財政の確立」を掲げ、事業活動収支差額比率（帰属収支差額比率）8%超を目標に、事業計画の予算処置を行っている。また、教育研究活動の活発な部門に傾斜配分する「学内競争的予算運用の実施」などの運用をしている。経営状況を示す事業活動収支差額比率（帰属収支差額比率）は、平成 21(2009)年度以降は全国平均を上回る水準で推移し、財務状況は良好である。

収支バランスは、入学者の確保ができており、外部資金の獲得、資産運用収入も安定確保している中で、マイナスシーリング予算による支出抑制の実施でバランスを保っている。

外部資金の獲得では、教育研究を充実するためには重要と考え、「研究支援センター」に

コーディネーターを配置し、専門的視点でのアドバイスにより、科学研究費助成事業など外部資金獲得に努めている。また大学独自の「Smart and Human 研究助成金」により教員の研究活動の活性化も図っている。資産運用収入は「資金運用規定」にのっとり、理事長を委員長とする「資金運用委員会」が資金運用を行い、収入構造の多様化を図っている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

予算編成から執行、決算に関わる会計処理は、学校法人会計基準や「予算編成規定」「予算執行規定」及び「決算規定」に基づき、法人共通の財務会計システムにより適正に実施している。

また、会計監査は、私立学校振興助成法に基づく公認会計士監査、私立学校法に基づく監事監査、法人規則に基づく内部監査を実施するとともに、「三様監査意見交換会」を適宜実施して、監査計画及び監査結果等について意見交換及び情報共有の機会を設けるなど、厳正な体制で実施している。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

毎年度、日本高等教育評価機構の大学評価基準にのっとり自主的・自律的な自己点検・評価を行っており、教育活動の改善向上を図るため、「摂南大学評価委員会規定」のもと、学長を委員長とし、副学長、各学部等の長等で構成された「評価委員会」を組織し、自己点検・評価を全学的に推進できる体制を整えている。各部署でまとめた自己点検・評価の結果を学長室企画課が全ての内容をチェックし、自己評価の適切性を確認した上で評価委

員会による審議を行っており、客観的に評価できる体制を構築している。

このほか、法人が掲げる基本構想「J-Vision22」における長期ビジョンを達成するため、「第Ⅱ期中期目標・計画」を策定し、10の項目ごとに、目標達成度合や数値目標を設定して、毎年度、各項目の目標達成度の点検・評価を実施しており、その結果を法人本部と共有して組織的な改善を進めている。また、平成28(2016)年度は、学長方針に基づき「摂南大学改革プラン2016」を策定し、教育総点検を全学で行っている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

教育情報を含めた全学的な情報は、ホームページに掲載し公表している。これらの公表データは、複数年度分を掲載しており、透明性の高いものとなっている。

自己点検報告書に記載されている基礎情報は同データであり、エビデンス資料を明確に提示して自己点検・評価を行っている。

学内外の情報を集約・分析することで大学の現状を正確に把握し、分析結果を教育・研究、大学経営に活用していくことを目的に、「摂南大学 IR センター規定」を定め、平成27(2015)年4月には事務組織として「IR センター」を設置した。

毎年度、日本高等教育評価機構の大学評価基準にのっとり、点検・分析を実施しており、評価体制が整っている。毎年度の自己点検・評価の結果と平成21(2009)年度の大学機関別認証評価の結果は、ホームページなどで社会に公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

学長より示される方針に基づき、各部署で課題・目標を毎年度策定し、それぞれが掲げた施策を実行し、課題・目標の達成度を「部長会議」において報告、確認を行っており、自己点検・自己評価の PDCA サイクルの仕組みを構築し、実施している。また、学生アンケート調査や学生による授業アンケートによる結果を検証し、授業改善及び学生の教育環境の整備に役立っている。

「評価委員会」の委員長は学長であり、評価結果は教育改善のための FD や教育・研究環

境の改善及び指導能力の向上へと、随時大学改革に反映されるなど組織的体制を持ち、適正に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 国際交流

A-1 大学の「国際化」の推進

- A-1-① 正規留学生に対する指導方法、経済支援制度の工夫・改善
- A-1-② 短期留学生受入れプログラムの充実
- A-1-③ 海外派遣プログラムの充実
- A-1-④ 外国語教育の充実
- A-1-⑤ 入学者選抜における国際化への対応

【概評】

「SETSUDAI VISION 2025」に掲げる五つの目標を国際化という切り口で実現するため、平成 27(2015)年 7 月に国際化推進に関する具体的な方針「摂南大学国際化戦略」を機関決定し、学生の海外派遣及び留学生の受入れ促進等の施策に取り組んでいる。正規留学生に対して、「国際交流センター」が月 1 回「事務連絡会」を実施し、在籍確認のほか、さまざまな奨学金の応募や交流行事の指導を行っている。また、経済的支援として授業料減免及び外国人留学生学内奨学金制度が準備されていて、私費外国人留学生は「外国人留学生学内奨学金規定」「外国人留学生授業料減免規定」に基づき支援を受けている。

短期留学生の受入れに関しては、協定校からの交換留学に加えて協定校以外からも参加できる実費を徴収する日本語研修プログラムを設けて、受入れ学生数の増加を図っている。留学生が早期に学生生活に慣れるように「留学生生活ハンドブック」を配付し、国内学生が留学生の滞在中にさまざまな支援をする「留学生サポーター制度」を導入している。この制度を通して、キャンパス内にいながら国際交流ができる良い機会となっている。

全学部対象の海外派遣プログラムは充実している。特に、理工学部、経済学部、看護学部、外国語学部は、各学部の特性及び目的に沿った各種海外派遣プログラムを提供している。また、数は少ないが、協定校へ 1 年間の長期交換留学生を派遣している。

全学生の英語力を強化する目的で、年 4 回、TOEIC-IP テストを実施し、検定料の一部を補助している。また、寝屋川キャンパスでは、ネイティブ教員が「ランチタイムイングリッシュアワー」を週 2 回開催し、キャンパス内で英語力を試す機会を設けている。

入学選抜において、TOEIC・TOEFL などの英語の外部試験で高い評価を有する者に特別配慮する「英語資格等保持者優遇制度」を導入し、国際化に対応できる学生の確保に努めている。

基準 B. 社会貢献・連携

B-1 社会貢献・連携活動の適切性・有効性

- B-1-① 大学が持っている物的・人的資源の提供
- B-1-② 大学と企業・他大学との適切な関係の構築
- B-1-③ 大学と地域社会との協力関係

【概評】

図書館を近隣住民や卒業生に開放するなど、地域住民・小中学生を対象に大学施設を活用した各種事業や行事を多数開催している。また、研究者紹介を目的とした「全学シーズ集」をホームページに掲載し、大学の知的・人的資源の情報を地域社会に発信している。加えて、参加型学外活動の授業科目「地域連携教育活動」や「ボランティア活動」の履修を通して、学生自らが地域社会貢献及び主体的学修を経験できる機会の提供は、「Smart and Human」の理念を実践する優れた取組みである。

産官学連携を密にするため「学校法人常翔学園学外機関共同研究取扱規定」を整備し、企業や他大学との共同研究の運用と事務手続きを明確にし、大学保有の特許出願・知的財産保護を積極的に進め、社会貢献に努めている。

平成18(2006)年に設置した「地域連携センター」が中心となり、大阪府寝屋川市・和歌山県すさみ町等の近隣地域と包括連携協定を締結し、協定内容に基づき両者が共有した地域貢献・連携姿勢の方向性を明確にしたさまざまな事業が展開され、成果を挙げている。また、被災地復興のボランティア活動に参加した教養特別講義「ボランティア活動」、「大学のふるさと」協定事業、「大学コンソーシアム大阪」に加盟、「COC+事業」に参画等、学生が地域貢献に参画する多くの機会を提供している。特に、包括連携協定を締結した寝屋川市、和歌山県すさみ町を中心に展開している「摂南大学 PBL プロジェクト」は、学生の主体的学修態度と潜在能力を引出す優れた教育活動である。